

加鳥獣防対第 84 号

平成30年9月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

加美町鳥獣被害防止対策協議会

会長 猪 股 洋 文

平成29年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に関する改善計画について

平成29年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

本町においては、特にニホンザル・ツキノワグマ・イノシシによる鳥獣被害が水稻や野菜を中心に発生している状況であり、平成25年度には被害面積870a、被害金額1,844千円の被害状況となっていた。

このような状況の中で平成27年度を始期とする加美町鳥獣被害防止計画を策定し鳥獣被害対策として、被害防止のための捕獲、防御、追払い等の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した事業を実施し、有害鳥獣による農作物被害等を最小限に食い止め、農作物の安定的な生産の場の確保と生産農家の所得の安定化を図ってきた。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

本町においては、これまで有害鳥獣の捕獲と農業者への電気柵等の設置に係る経費の助成を行ってきたが、集落などの地域ぐるみの取り組みがなされていなかった。鳥獣被害を防ぐためには有害鳥獣の捕獲と侵入防止柵の設置、有害鳥獣が住みにくい環境整備を地域ぐるみで三位一体で行っていくことが重要であるが、そのような取り組みを実施できなかった。

3 実績及び改善計画

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (29年)	基準年 度の実績 (25年)	1年目 (27年)	2年目 (28年)	3年目 (29年)		
被害防止計画 (被害の軽減目標)	被害金額 (千円)	サル	330	370	265	391	507	-342.5	
		クマ	120	137	246	427	244	-629.4	
		イノシシ	960	1,072	741	1,146	3,255	-1949	
		タヌキ	95	119	105	105	151	-133.3	
		ハクビシン	16	20	45	156	49	-725	
		カラス	100	126	83	288	55	273.08	
		合計	1,621	1,844	1,485	2,513	4,261	-1084	
	被害面積 (ha)	サル	1.5	1.69	6.5	1.32	3.77	-1095	
		クマ	1	1.1	0.66	4.21	3	-1900	
		イノシシ	3.4	3.8	2.29	8.13	13.17	-2343	
		タヌキ	0.65	0.79	0.35	0.35	0.62	121.43	
		ハクビシン	0.2	0.25	0.19	1.54	0.3	-100	
		カラス	0.85	1.07	0.71	0.92	0.85	100	
		合計	7.6	8.7	10.7	16.47	21.71	-1183	

(注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 各指標ごとの合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分 (整備事業を実施した場合に記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (29年)	計画 策定時 (26年)	1年目 (27年)	2年目 (28年)	3年目 (29年)	改善 計画 策定 (30年)	1年目 (31年)	2年目 (32年)	3年目 (33年)
鳥獣被害防止施設	利用量 (km、ha等)					電気柵 2段 8.12 km ワイヤー メッシュ	電気柵 2段 8.12 km ワイヤー メッシュ	電気柵 2段 8.12 km ワイヤー メッシュ	電気柵 2段 8.12 km ワイヤー メッシュ	電気柵 2段 8.12 km ワイヤー メッシュ

						柵 1.26 km	一メッ シュ柵 1.26 km	柵 1.26 km	柵 1.26 km	柵 1.26 km
	利用率 (%)					100	100	100	100	100
	収入差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
2 収支率は、収入／支出×100 とする。
3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用当施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

捕獲頭数は年々増えているものの、被害の減少には至っておらず、特にイノシシの被害が拡大している。有害鳥獣の被害を防ぐためには有害鳥獣の捕獲と侵入防止柵の設置、有害鳥獣が住みにくい環境整備を地域ぐるみで三位一体で行っていくことが重要であるため、集落単位で侵入防止柵を整備することで設置圃場の被害が減少するとともに、集落の鳥獣被害への意識を高めることが期待できる。

また、農業者を始めとした地域住民、関係機関への啓蒙活動を行うため、専門家による鳥獣被害対策の正しい方法などの勉強会を開催していく。

5 改善計画を実施するための推進体制

加美町鳥獣被害防止対策協議会を中心に事業を推進していく。また、鳥獣被害防止対策協議会の構成機関である地域の農業協同組合とも連携して鳥獣被害対策を実施していく。